

## 「おおた障がい施策推進プラン」（素案）からの主な変更点

No.	項目	該当ページ	変更点
1	第1章「計画策定の概要」 1 計画策定の趣旨と背景	3ページ	(1) 障害者権利条約の批准と国内法制度の整備に、令和4年9月9日に権利委員会から出された日本政府への勧告（総括所見）について追記 ○1つ目の◆3行目「令和4年9月に、国連の障害者権利委員会から日本における条約の実施状況に関する評価として、勧告（総括所見）が出されました。自立した生活および地域生活への包容や教育などに対し、改善が求められています。」を追記
2		5ページ	～SDGsの取組との関係：「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて～ ○目標「11 住み続けられるまちづくりを」を追加 ○大田区オリジナルのSDGsロゴマークを追加
3	第1章「計画策定の概要」 4 基本理念	8ページ	基本理念の冒頭に、基本構想の方向性及び基本理念を追記 ○1行目「大田区基本構想では、2040年ごろの大田区のめざすべき将来像として、「心やすらぎ未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げています。また、大田区に関わる全ての人々に共通する考え方として、①「地域力を高める」、②「多様な個性が輝く」、③「豊かなまちを未来へつなげる」の3つの基本理念が示されています。」を追記
4		9ページ	○(1) 基本目標ごとに、関連するSDGsの目標を掲載
5	第1章「計画策定の概要」 5 理念の実現に向けて	10ページ	(2) 取組の横断的な視点 視点2の地域の多様な主体の参加の推進の説明文を修正 ○2段落目「障がい者、家族、関係団体に加えて、大田区社会福祉協議会を核として、地域のプラットフォームを活用しながら地域住民、自治会・町会、区内事業者等が、それぞれの強みを活かして支えあいの地域づくりに参加できるよう、連携・協働による取組を進めていきます。」に修正

No.	項目	該当ページ	変更点
6	第1章「計画策定の概要」 5 理念の実現に向けて	11 ページ	イメージ図を修正 ○右下の枠内「多機関連携による支援体制の障害福祉サービス事業所に、介護サービス事業所」を追記
7	第2章「大田区の障がい者の状況と施策の課題」 3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題	54 ページ	2-2 障がいへの理解促進に向けた課題における障害者差別解消法の認知度の記載について、文言を修正 ○3つ目の◆2行目「「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」、「内容まで知っているが、合理的配慮等を行った経験はない」の割合は合わせて 12.1%となっています。」に修正
8	第3章「施策の展開」 2 個別施策	84 ページ	1-5-2 教育の充実における施策の方向性の記載内容を修正 ○3段落目「これらを踏まえて、心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。また、一人ひとりに応じた教育が受けられるよう、学びの場の整備を進めるとともに、学校、関係部局、医療機関等との連携を推進していきます。」に修正
9		86 ページ	1-6-1 発達障がい者支援の充実における施策の方向性の記載内容を修正 ○1段落目の2行目「児童発達支援センター（大田区こども発達センターわかばの家）では、相談件数の増加や、相談から初回面接までの待機期間が課題となっています。」を追記 ○3段落目「こうした中、専門性のある支援を提供できるよう支援体制を構築していくことが望まれます。今後、支援を充実させていくために、保健・医療、教育等の関係機関と協力・連携しながら検討をすすめていきます。また、地域の実状を踏まえた支援が行えるよう検討を進めていきます。 加えて、発達障がい者やその家族に対する支援を充実させるだけでなく、区民等への理解啓発を推進していきます。」に修正
10		92 ページ	2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進における障害者差別解消法の認知度の記載について、文言を修正 ○1段落目の3行目「「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」、「内容まで知っているが、合理的配慮等を行った経験はない」の割合は合わせて 12.1%となっています。」に修正

No.	項目	該当ページ	変更点
11	第3章「施策の展開」 2 個別施策	94 ページ	2-2-2 意思疎通支援・情報保障の促進における区の主な取組の「意思疎通支援の充実」の記載内容を修正 ○「聴覚や、失語症などの音声・言語機能、視覚、知的等の障がいがある方の、それぞれの障がい特性に応じた意思疎通支援の取組を推進していきます。手話通訳者の配置や、手話通訳及び要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業、わかりやすい日本語での表現、コミュニケーション支援ボード（指さしシート）の活用などに取り組んでいきます。また、手話講習会の実施により、手話通訳者の養成・確保に努めます。」に修正
12	第4章「障害福祉サービス等の推進」 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	109 ページ	(1) 地域生活支援拠点等の機能の説明文に、地域生活支援事業に位置付けられた旨を追記 ○3段落目「令和4年12月の障害者総合支援法の改正に伴い、令和6年4月1日から地域生活支援拠点等は、障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置付けられます。」を追記
13		111 ページ	(3) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標を追加 ○図表4-4の6番目 就労定着支援事業の利用者数を、令和8年度末に197人とすることを追加
14		113 ページ	(5) 発達障がい者支援事業の推進の記載内容を修正 ○3段落目から「こうした状況の中、今後さらなる質の向上が求められており、専門性のある支援を提供できる体制を構築していくことが望まれます。支援を充実させていくためには、こどもの特性を踏まえた障害児支援利用計画の策定を基本とし、支援を担う人材の育成、療育の評価と支援事業の検証が重要です。計画相談をはじめ、支援を担う人材の育成は、基幹相談支援センターのネットワークを活用するとともに、大田区福祉人材育成・交流センターと連携しながら検討を行います。また、療育の質の向上をめざし、関係部局や関係機関と協力しながら調査、研究を進めていきます。加えて、地域の実状を踏まえた支援が行えるよう、検討を進めていきます。 具体的には、引き続き、発達障がいの理解啓発や、教育委員会をはじめとした関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。また、発達障がい者やその家族への支援の充実をめざし、ペアレント・トレーニングの充実や、ペアレントメンターの育成、セルフプラン※の作成支援等に取り組んでいきます。」に修正

No.	項目	該当ページ	変更点
15	コラム (PICK UP)	項目ごとに ( ) 内に 記載	コラム (PICK UP) の追加 (●は、次期プランに新たに追加した項目) ○大田区立障がい者総合サポートセンターを紹介します♪ (26 ページ) ●大田区福祉人材育成・交流センターとは (73 ページ) ○障がい者雇用の促進について (78 ページ) ○大田区立障がい者就労支援センター (障がい者総合サポートセンター内) の事業を 紹介します♪ (78 ページ) ○「おおむすび」の取組について (79 ページ) ○障がい者スポーツの紹介 (81 ページ) ○特別支援教育について (85 ページ) ○発達障がい者支援の取組について (87 ページ) ●重層的支援体制整備事業における包括的相談支援の強化について (90 ページ) ○障がいへの理解促進・心のバリアフリーについて (93 ページ) ●意思疎通支援・情報保障の促進について (95 ページ) ○災害時のいざというときの備えが大切です (98 ページ) ○要配慮者の方の避難所について (99 ページ) ●成年後見制度等権利擁護支援について (103 ページ)
16	第6章「参考資料」 7 用語の説明	156 ページ から 166 ページ	第6章「参考資料」に「7 用語の説明」を追加 あわせて、「用語の説明」に掲載されている用語については、本文中にて右上に「※」印を追記